

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 高度人材受入管理委員会設置要綱

令和 6 年 12 月 5 日
事務総長決定

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団高度人材受入れに関する取扱い（以下「高度人材受入取扱い」という。）に基づき、高度人材受入れを実施するため、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団高度人材受入管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に定める者により構成する。

2 委員会は、必要に応じて別途、委員を選任し、審査を行うことができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団事務次長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第 4 条 委員会は、高度人材受入取扱いに規定された内容等に基づき、第 7 に定める事務局（以下「事務局」という。）を通じて配置予定部署等から付議された高度人材受入れに関し、下記事項について審査する。

- 一 高度人材受入取扱い「2 高度人材受入れの考え方」への適合性
- 二 元企業の選定方法、配置先部署・職級・業務内容の妥当性
- 三 受け入れる高度人材の配置先部署・職級・業務内容への適性
- 四 費用負担等、所属企業との取決め事項の妥当性

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、総務部人事課に設置する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。

別 表

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団事務次長

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団総務企画室長

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団総務企画室総務部長

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団総務企画室総務部人事課長